

平成 20 年度 居宅サービス等を提供している指定市町村事務受託法人に係る
居宅サービス等を利用した被保険者数について（報告）

- 要介護認定の新規申請における調査については、原則市町村職員が行うこととなっているが、必要に応じて市町村は都道府県知事が指定する法人（以下「指定市町村事務受託法人」という。）に委託することができるとなっている。
- 本市においては、現在指定市町村事務受託法人として 4 法人にお願いしているが、そのうち居宅サービス等を提供している指定市町村事務受託法人については、公正な調査の実施という観点から、年度ごとに、市町村に対して、調査を実施した被保険者のうち、当該指定市町村事務受託法人が提供する居宅サービス等を利用した被保険者の数を介護保険法施行規則に基づいて報告しなければならないこととなっている。
- また市町村は、当該指定市町村事務受託法人から報告を受けた要介護認定調査対象者の数、居宅サービス等利用者の数を公表することとなっている（ホームページで公開）。
- 本市において、居宅サービス等を提供している指定市町村事務受託法人は社会福祉法人京都福祉サービス協会 1 団体のみであり、以下のとおり報告を受けている。

事業所名	要介護認定調査対象者数（人）	居宅サービス等利用者数（人）	割合
高野事務所	680	71	10.4%
小川事務所	209	16	7.7%
太秦事務所	306	19	6.2%
本能事務所	272	39	14.3%
西七条事務所	432	27	6.3%
塔南の園事務所	475	55	11.6%
柳辻事務所	411	38	9.2%
伏見事務所	273	8	2.9%
紫野	13	0	0.0%
本能	0	0	0.0%
修徳	3	0	0.0%
西七条	25	0	0.0%
塔南の園	7	0	0.0%
西院	17	0	0.0%
久我の杜	36	0	0.0%
合計	3159	273	8.6%